時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月極休刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十五錢の郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料（前金）

一行五號活字にて四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行　半　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社こるものありて遠く各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

外人の來遊

我輩が先年來世論に先んじて内地雜居の説を主張したるは世人の夙に知る所にして其趣旨たる敢て奇論を唱へて社會の耳目を驚かさんが爲めに非ず一般の社會を開明の域に進め商賣貿易の業を盛にするの方便として外人の雜居を自由にし内國の人民をして西洋文明の人と物とに接せしむるの必要なるを認めたればなり喩へば田舎の人と都會の人とを比較して本來の感性に智愚銳鈍の差はなけれども實際に於て其間に知見の相違甚だしきものあるは都會の住居は常に見聞を廣くし事物に接するの機會多きに反して田舎の地方は是等の機會に乏しきが爲めにして即ち都人士の都人士たる所以、田舎者の田舎者たる所以は見聞觸接の廣狹多少に外ならずと知る可し上文の事實果して然るときは今世界の田舎たる日本の社會をして文明の仲間に入らしめんとするには右の趣旨に從て見聞を廣くし觸接の機會を多くするの外に策ある可らず本來を云へば我國人が大に奮發して自から船舶を造り自から航路を開き續々彼地に渡航して進んで見聞觸接の益を收めんみとみを希望する所なれども從來の國情に於ては遽に斯る大奮發を望む可きに非ざれば寧ろ外人を内地に引入れ社會の人心を刺衝せしむるを以て實際に行はれ易き方便と爲さざるを得ず即ち我輩が内地雜居の必要を認めたる所以にして之が爲めに我國に利する所の利益を計ふれば一にして足らざれども先づ其重なるものを云へば一般の人民が親しく外人に接して自から智識見聞を廣くし文明世界の田舎人たる譏を免るゝは勿論、多數の外人が内地に不込んで商賣に工業に金を投じ手を出すに至れば從來不活潑なる日本の銀漬社會も頓に其勢を一變して内外の通商貿易は其面目を一新するみと疑ふ可らず即ち社會上に商賣上に利益の一方ならざるは我輩の保證する所なれども條約改正の成行も世人の知る如くにして當分成效の望なきが故に現る眼前の利益も之を實にするみと能はずして依然世界の田舎者に安んずるとは返す〳〵も遺憾の至りなれ然るに茲に意外の出來事と云ふは近年來加那陀太平洋の鐵道落成し次で之に接續する太平洋の航路も開け東西洋間の運輸交通は從來に比して幾倍の便利を增したるより西洋人の我國に渡來するもの年一年に多きを加ふるの一事にして或人の計算に據れば一個年間の平均凡そ三千人に下らざる可しと云ふ抑も其來遊の目的は眞の漫遊にして所謂興に乘じて來り興盡て去るものなれば彼に於ては旅行見物の外に意なしと雖も我國に於て之が爲め間接直接に利益する所は非常にして決して等閑に付す可らざるものあり其次第を云はんに假令ひ一時の漫遊とは云へ外人の來遊するもの多きときは我國人の之に接するの機會も隨て多くして爲めに一般の知識見聞を廣くするの便利少なしとせず然のみならず我山水風景の美なると工藝美術の妙なるとは即ち彼の來遊を促すの引力にして一たび足を日本の地に入れて愈よ其實際を探ぐれば其風景の優美にして世界に冠絶し又その工藝品の精妙にして西洋人などの企て及ぶ所に非ざるを見ては驚かざるものなく可らず歸國の上には其評判を傳へ又傳へて他の好奇心を引起さしめ益々漫遊者を誘ふが故に年々三千人の來客は恰も年々三千の廣告を世界に散布すると同樣の次第にして爲めに益々日本の評判を高くし隨て貿易商賣の上にも影響するみと少なからざる可し尙ほ其外に直接の利益の更に大なるものあり彼の來遊の外人が日本漫遊中に費す所の費用は假りに一人に付き一千圓とするも三千人にては三百萬圓の頼に達す可し是れ皆日本人の手中に落つる所のものにして三百萬圓甚だ多からずと雖も今後我國人が務めて外人優待の法を講じて來遊者の便利を謀るときは三千の數を五倍し十倍するみと敢て難きに非ず若しも今より十倍の來客ありて其三萬人が平均一千圓づゝを費すものとすれば三千萬圓の總額を見る可し即ち我輸出高の半額に均しきものにして其金額は居ながらにして我國益に歸するものなり外人來遊の爲め直接間接に利する所のもの斯の如しとせば今後我國人は益々その來遊を促して益々國益を謀るみと大切なる可きなり

官報

○勅令

朕震災豫防調査會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年六月二十五日

内閣總理大臣伯爵松方正義
文部大臣伯爵大木喬任

勅令第五十五號

震災豫防調査會官制

第一條　震災豫防調査會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ震災豫防ニ關スル事項ヲ攻究シ其施行方法ヲ審議ス

第二條　震災豫防調査會ハ事務ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第三條　震災豫防調査會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス
一　會長　一人
二　幹事　一人
三　委員　二十五人

第四條　會長ハ勅任官ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ理學及工學專門ノ者ヨリ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條　幹事ハ委員ノ内ヨリ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
幹事ハ委員ノ内ヨリ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第六條　會長ハ震災豫防調査會ニ關スル一切ノ事務ヲ總理ス

第七條　幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

第八條　震災豫防調査會ノ職員ニハ一箇年三百圓以内ノ手當ヲ給スルコトヲ得
但特別ノ調査ヲ擔任シ勤勞著シキ者アルトキハ本條制限以外ノ手當ヲ給スルコトヲ得

第九條　震災豫防調査會ニ書記ヲ置キ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ノ筆記及庶務ニ從事ス

第十條　書記ハ定員三人トシ文部書記ヲ以テ之ニ充ツ
臨時雇員ヲ使用スルコトヲ得

朕文部省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年六月二十五日

内閣總理大臣伯爵松方正義
文部大臣伯爵大木喬任

勅令第五十六號

文部省官制中左ノ通改正ス

第十二條　文部省屬ハ百三人ヲ以テ定員トス

勅令第五十六號參照

勅令第九十三號文部省官制明治二十四年七月二十七日官報抄錄

第十二條　文部省屬ハ百八ヲ以テ定員トス

○遞信省告示第百五十一號

萬國郵便條約第七條書留郵便物代金引替渡方法開設ノ件同條約第九條郵便物取戻並ニ其名宛變更ノ件及同條約實施細目規則第十九條第四項中生活セル蜜蜂郵送ノ件ハ現時實施セラレス

明治二十五年六月二十七日

遞信大臣伯爵後藤象次郎

○遞信省告示第五十二號

郵便爲替事務約定第三條第五項郵便爲替取戻並ニ其名宛變更ノ件及同條第六項爲替金別配達ノ件ハ現時實施セラレス

明治二十五年六月二十七日

遞信大臣伯爵後藤象次郎

雜報

○自由黨政談演説會　は一昨日午後一時より神田錦町三丁目錦輝館に於て開き二時頃既に滿員を告け入場を謝絶するに至りしかば空しく門前より引返したる向も多かりし當日の辨士は殆んど二十名以上の多數おりしも事故によりて缺席したるもの若しくは中止を命ぜられて其說を完くせざるもの多かりし爲めにその散會は意外に早やかりしが斯く多數の傍聽者なるにも拘はらず概して靜粛なりしは近頃珍しきみとなりし偖て當日の論題は種々なるも大抵其の鋒を國民協會に向けさりしものは殆んと稀なりき其の内重なるものを擧くれば中野寅五郎氏の兩頭の蛇と題して西鄕品川兩氏を品評し溝口市次郎氏は人の將さに死せんとするや其言ふや善しと題し松方内閣の破れんとする前に當りて政黨の必要を感じ政黨を組織したるは其だ賀すべく喜ぶべきなり云々と論じて中止を命ぜられ龍澤助三郎氏は保安條例に就て云々し野口裟氏は豈に辨を好まんやと題して快辯を揮ひ鈴木萬次郎氏は内閣諸公に望むと云へる演題にて洗水邊に防止す可からず言論の自由は到底束縛し得べきにあらざれば汎濫潰決その甚しきに至らざる内宜しく其束縛を解舒すべしと忠告し次に内閣大臣は過を自から負ふみと責任内閣を形造くるみと又は諸事に就て宜しく反省すべきみと等を忠告し將さに退壇せんとする途端に中止を命ぜられ金森通倫氏は何か立憲政體を濟す者ぞと題して近頃人面獸身の怪物あり或る者より一ツ二ツ三ツと遂に七ツ迄もその蠻事を紊りたるが其處が怪物丈に平氣の平左衛門にて知らぬ顔の半兵衛を氣取り居れりとは近頃以て不思議のみと〳〵云はざるべからず若し通常の人殊に大和魂を具有する我々ならば直ちに其返報を試み大に之を究追せん若し能はずんば自己の腹を十文字に切り開き血腥を抉り出して彼が面上に擲たんに左りとは卑劣千萬わるとなり然し斯る怪獸は我國には居らざるべし定めて熱帶地方の天竺國とやらにでも生存するものならんと前置きし進んで本題に入りて其立憲政體を濟す者は果して何れの部分に潛伏するやと云へば人民、議會及内閣の内にあり夫れ人民の代議士を撰出するに當りて賄賂暴行等のみとを爲して撰出したるものは是れ明かに立憲政體を濟したるものなり次に議會に於て若し是等の汚行あり

明治二十五年六月二十五日
内閣總理大臣伯爵松方正義
文部大臣伯爵大木喬任

たるときは議會はさるべからず而らざれども議院は其紙幣は何れ通過する爲めなるべく若し亦政の處に至りて中題して予の撰擇妙なり故に無識の農民主義議員立したる國民協會は議席上に於て り出し恰かも農民主義なりと我黨に於て利益とし結論し江民協會は夫れ獨す進むに進まれん喰はれん左れば非ずと論じ石田形勢を詳述し次今東西の立憲政らず露國に於て所なけれども是由黨の如きも時段を行ひ政治思りしその當時にがら今日立憲政裝ひ以て人心を ば兎も角左もなす の甚しきもの はその以前十と きの思想を今べからず願くは の對手たるべき 人々はその撰擇 されしが今東 に繰あるもの 曾稱する所以を を命ぜられた らざるものは殆 梁の中に徐々 借て世の中も 稱せらるゝもの 打さるゝに至 議會中の出來事 將さに佳境に入 會を告げたる ○改進黨政談演説會 より赤坂溜池 士亂暴等の事 を加へたり最 席に飯塚某氏 關と東黨の關 田中正造氏の 皇と大呼する 交りにて第一

明治二十五年六月二十七日
遞信大臣伯爵後藤象次郎